

著作権等管理事業法施行規則の改正について

1. 第8条第2項関係

現行制度

著作権等管理事業を行おうとする者は、文化庁長官の登録を受けるため、事業について記載した登録申請書の提出を義務付けられている。著作権等管理事業者は、この記載事項に変更があったときは、その日から2週間以内に、添付書類とともに、変更届出書を届け出なければならない。

【改正の理由】必要な添付書類を遠隔地の官公署から取り寄せる等の場合には時間を要することから、変更届出書と同時に全ての添付書類を提出することが実質的に困難なケースがあるため。

改正後

やむを得ない事由により変更届出書と同時に提出することができない添付書類については、変更届出書の提出後遅滞なく提出すればよいこととする。

2. 第14条関係

現行制度

著作権等管理事業者が、使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取するように努めなければならない。使用料規程の届出の際には、この意見聴取をするよう努めたことを疎明する書面を提出しなければならないとされており、どのような疎明資料を提出するかは、その記載事項を含めて、各著作権等管理事業者に委ねられている。

【改正の理由】疎明資料に記載すべき事項を明文化し、文化庁長官が意見聴取の状況を適切に把握できるようにするため。

改正後

疎明資料において、以下の事項を記載すべきこととする。

- ① 意見聴取の年月日
- ② 意見聴取の相手方である利用者の氏名又はその団体の名称
- ③ 意見聴取の方法
- ④ 聴取した意見の内容
- ⑤ 前号の意見を反映した場合には使用料規程の該当箇所
- ⑥ 届出前の使用料規程を公表したか否かの別

なお、列挙された事項について、記載すべき内容がない場合にはその旨を記載すればよく、また、列挙された事項以外の事由を記載することもできる。

3. 第19条関係

現行制度

著作権等管理事業者は、事業年度ごとの著作権等管理事業に係る書類として、①貸借対照表、②事業報告書、③損益計算書又は収支計算書を事業所に備えて置かなければならず、委託者は、当該書類の閲覧又は謄写を請求できる。

【改正の理由】使用料徴収・分配額は、各著作権等管理事業者の事業状況や事業規模を示す重要な指標であり、委託者の知りうる状態におくため。

改正後

著作権等管理事業者が備えておくべき資料として、使用料規程における利用区分ごとの使用料徴収総額及び使用料分配総額を記載した書類を追加することとする。